

胎内市物品役務等制限付一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年10月19日

胎内市長 井畑 明彦

1 入札に付する事項

- (1) 件名 胎内市情報ネットワークパーソナルコンピュータ等賃貸借
- (2) 納入場所 胎内市 新和町 地内
- (3) 賃貸借期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで
- (4) 仕様 仕様書のとおり

2 予定価格 事後公表

3 最低制限価格 設定しない ※最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満の金額の入札については失格とする。

4 入札保証金 免除する。

5 契約保証金 契約金額の100分の10以上必要。ただし、胎内市財務規則(平成17年規則第48号)第114条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 入札参加資格

(1)	胎内市物品・役務等の制限付一般競争入札に関する要綱(平成20年告示第145号)第4条の規定により、入札参加資格を有すると認められる者であること。
(2)	登録営業品目 公告日現在において、胎内市物品・役務等入札参加資格審査規程(平成20年告示第23号)第6条第1項の入札参加資格者名簿(令和5・6年度)の下記の営業品目に登録されているもの。 大分類「賃貸借」の中分類「リース」の小分類「コンピュータ機器」
(3)	地域要件 なし
(4)	実績要件等 要しない
(5)	その他要件 なし
(6)	単体の業者であること。
(7)	この入札に参加しようとする他の者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

7 設計図書の閲覧

次のとおり設計書及び添付図面等の閲覧を行う。

- (1) 閲覧期間 令和5年10月19日(木) から 令和5年11月1日(水) 正午まで
- (2) 閲覧場所 胎内市役所3階 設計図書閲覧所及びホームページ

8 入札参加申請

入札参加希望者は、入札参加申請書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年10月30日(月) **午後 5時00分**
- (2) 提出書類
 - ・ 胎内市物品役務等制限付一般競争入札参加申請書(様式第1号)
 - ※令和2年4月から様式を変更しています。新様式で提出すること。
- (3) 提出部数 **2部(1部は写しでも可)**
※1部に受付印を押印し返却するので、入札日に持参すること。
- (4) 提出方法 胎内市財政課へ持参するものとする。
※県外の入札参加希望者は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により胎内市財政課に提出すること。(詳細は、胎内市ホームページの「入札契約情報」を確認すること。)

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 方法及びあて先 指定の様式(質問書)を使用しメールにて、財政課契約検査係あてに行うこと。
keiyaku@city.tainai.lg.jp
- (2) 受付期限 令和5年10月25日(水) 午後 5時00分
- (3) 回答日時 令和5年10月27日(金) 午前 9時00分 (予定)
- (4) 回答方法 設計図書閲覧所及びホームページにて公表する。
- (5) その他 メール送信後、到達の確認を電話にて行うこと。
質問回答書は、契約図書の一部であり重要なものなので、掲載の有無について必ず自ら確認すること。当市から個別に公表について連絡はしないものとする。

10 入札及び開札等

(1) 入札日時 令和5年11月2日(木) 午前 9時35分

(2) 入札場所 胎内市役所 5階501会議室

※ 入札参加申請受付時に受付印を押印して返却した入札参加申請書を持参すること。当日確認を求めたときに提示できない場合、当該入札は無効とする。

※ 県外の入札参加希望者は、入札日前日(その日が市の休日に当たるときはその前日以前において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日)(必着)までに一般書留郵便又は簡易書留郵便により入札書類の提出がない場合、当該入札は無効とする。

(3) 入札書類

(ア) 入札書

以上の書類を封入して入札すること。

※ 入札書の入札金額欄には消費税及び地方消費税の額を含まない月額貸借料を記載すること。

入札書については、入札書(単価用)を使用すること。

※ 県外の入札参加希望者は、入札日前日(その日が市の休日に当たるときはその前日以前において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日)(必着)までに一般書留郵便又は簡易書留郵便により胎内市財政課に提出すること。(詳細は、胎内市ホームページの「入札契約情報」を確認すること。)

(4) 開札等

入札終了後直ちに開札した上で落札を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし入札及び開札を終了する。(事後審査型)

(5) 落札者の決定

上記(4)で落札候補者となった者は、入札日の翌日(その日が市の休日に当たるときはその翌日以後において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日)の正午までに、次に掲げる書類を市長に提出すること。(提出先は、胎内市財政課)

※ 県外の入札候補者は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。

(ア) 入札参加資格審査書類の提出について(様式第2号)

(イ) 契約保証に関する届出書(様式第1号)

(ウ) その他別に指定する書類(指示した場合のみ)

11 その他

(1) 入札参加者は、入札心得書を遵守しなければならない。

(2) 入札に先立ち参加者の本人確認を行うので、入札事務担当職員の確認を受けること。

(ア) 本人の場合: 名刺など本人を確認できる書類を提出すること。

(イ) 代理人の場合: 委任状を提出すること。

(3) 入札参加希望者は、8(2)に掲げる書類のほか、6の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。

(4) 入札参加資格がないと認められた者に対しては、胎内市制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第4号)により通知する。当該通知を受けた落札候補者は、当該通知のあった日から起算して7日(市の休日を含む。)までの間、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。

(5) 入札は、10(3)に掲げる書類をすべて提出すること。いずれかひとつでも提出されない場合、又は提出された書類に不備がある場合(件名の明らかな誤記載を含む。)は、当該入札は無効となる。

(6) 入札において、重大な瑕疵があった場合には、胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成17年訓令第38号)に基づき、指名停止等の措置を講ずることがある。

(7) 入札参加資格を有しない場合、及び入札の条件に違反した場合は、当該入札は無効とする。

(8) 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等については返却しない。

(9) 対象案件の入札参加申請者数が少数で競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがある。

(10) 本件は、胎内市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であり、この契約の締結の属する年度の翌年度以降において、本貸借契約における予算が減額又は削除された場合は契約を解除することができるものとする。

(11) 様式等は、胎内市ホームページ「入札契約情報」から入手すること。

<http://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/nyusatsu/index.html>

12 照会先

(1) 一般的事項 財政課 契約検査係 (電話:0254-43-6111・内線 1341)

(2) 設計に関する事項 総合政策課 広報情報推進係 (電話:0254-43-6111・内線 1368)